

セカンドオピニオン外来のご案内

セカンドオピニオン外来は、当院以外の医療機関で診療を受けている患者さんに対し、当院の専門医が主治医から提供していただいた資料等を基に、診断内容や治療方針についての意見や判断をお伝えし、今後の患者さんの治療の参考としていただくことを目的としています。

1. セカンドオピニオン外来での相談は、ご本人もしくはご本人から相談同意を受けたご家族の方が対象です。
2. 料金は、32,400円(税込)で、健康保険は適用外(自費診療)です。
3. 時間は、1時間です。(相談45分、報告書(返書)作成15分)
4. 医師の指名はできません。
担当する医師は、相談内容と専門性を考慮のうえ当方で決定します。
5. セカンドオピニオン外来は、診察や検査は行いません。
診察・検査を希望の場合は、診療科の“外来”受診となります。
6. 申込に必要な書類等 * の様式は、当院ホームページからダウンロードができます。

申込書(様式1)

申込書と診療情報提供書は、必ず提出してください。

診療情報提供書

主治医に作成を依頼してください。様式は問いません。

相談同意書(様式3)

患者さんご本人ではなく、ご家族が相談を受けられる場合、申込書(様式1)の外に、こちらの記入が必要です。

検査データ等の資料

セカンドオピニオンの担当医師が、事前に患者さんの状態を確認するため、主治医に検査データ等資料の提供を依頼し、準備でき次第当院に提出してください。

ご不明な点は、下記までお問合せ願います。

北海道大学病院 医事課 新来予約受付担当

※お電話いただいた際は、“セカンドオピニオン外来についての問合せ”と、お伝えください。



北海道大学病院
HOKKAIDO UNIVERSITY HOSPITAL

〒060-8648

札幌市北区北14条西5丁目

電話:011-706-6037(直通)

(対応時間:平日 8:30 ~ 17:00)

FAX:011-706-7963(直通)

セカンドオピニオン外来について【詳細】

1. 相談の対象となる方

相談は原則患者さんご本人ですが、「相談同意書」(様式3)により、ご家族からの相談も可能です。
なお、次のような相談内容の場合は、セカンドオピニオン外来の対象ではありません。

- ・ご家族であっても、「相談同意書」をお持ちでない場合。予約手続きをしていない場合。
- ・当院医師の専門外の場合。
- ・転医・転院希望の場合。
- ・主治医からの診療情報提供書及び必要な資料等が用意できない場合。
- ・主治医に対する不満、医療事故訴訟等に関する内容の場合。
- ・死亡した患者さんを対象とする場合。
- ・そのほか、本来の目的に該当しないと判断した場合。

2. 相談の対象となる疾患

「セカンドオピニオン外来の対象疾患一覧」をご覧ください。

3. 確認事項

- ・セカンドオピニオン外来は、申込み＝決定ではありません。
お申し込みを頂いても、お受けできない場合があります。
- ・完全予約制です。
申込みをお受けする場合は、担当医師と日程調整を行い相談日(予約日時)を決定します。
医師との調整には、時間を要します。
- ・担当する医師の指名はできません。
担当する医師は、申込書の相談内容と専門性を考慮して、当方で決定いたします。
- ・セカンドオピニオン外来では、診察や検査は行いません。
当日は、主治医から提供された患者さんの検査データ等資料を基に、担当医師が診断内容や治療方針についての意見や判断をお伝えします。

4. セカンドオピニオン外来の申込から当日まで

申込から相談までは、次のとおりです。(「セカンドオピニオン外来受診の流れ」参照)

- ① 主治医に、当院のセカンドオピニオン外来を受けることの了承を得る。
「診療情報提供書」作成と、検査データ等資料の提供を依頼する。
(「主治医へのお願い」(様式2)は、医師に「診療情報提供書」作成、資料提供依頼の際使用)
- ② 主治医は、「診療情報提供書」を作成し、検査データ等資料を相談者に提供する。
- ③ 「申込書」を記入し、主治医からの「診療情報提供書」、検査データ等資料を当院に提出する。
 - ・患者さんご本人が相談者の場合:「申込書」(様式1)に自署・捺印する。
 - ・ご家族が相談者の場合:「申込書」(様式1)と「相談同意書」(様式3)が必要。※ 患者さんが18才未満の場合、「申込書」の外、続柄が確認できる健康保険証等(写)を用意。
- ④ 届いた「申込書」「診療情報提供書」、検査データ等資料により、診療科と可否を含めて調整する。
お受けする場合、担当医師と日程調整を進め相談日が決定し次第、相談者に連絡をする。
- ⑤ 当日来院し、担当医師と相談。
- ⑥ 担当医師が主治医への報告書(返書)を作成し、相談者に手渡す。
- ⑦ 相談者は、報告書(返書)を主治医に提出する。
※ 当日相談者にお渡しできない場合は、当院から主治医宛に郵送する。

- * 「申込み」をされた段階で料金は発生いたしません。
- * 各様式は、当院ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。

ご不明な点は、医事課 新来予約受付担当までお問い合わせ願います。